

自立支援医療の期間延長措置に関する Q&A (5.22 現在)

Q1. 今回の支給認定の有効期間の延長は、更生医療の全てにおいて対象となるか。また、延長の対象者について有効期間以外の条件（疾患の種類等）はあるか。

A1. 既に交付している受給者証のすべてにおいて対象となります。

※ただし、新規申請や受給者証の記載内容に変更が生じた場合（氏名、住所、医療機関、保険証の変更等）は、従来どおり申請が必要です。

Q2. 新規の申請や変更の申請についてはどのように取り扱うか。

A2. 新規、または氏名、住所、医療機関、保険証の変更については通常通り申請していただくことになります。なお、申請手続きについては、郵送申請についても対応しておりますので、詳細は市ホームページをご参照、または各区役所福祉課へお問い合わせください。

Q3. 有効期間を延長するにあたり、対象者が何らかの手続きをとる必要があるか。

A3. 対象者の手続きは不要です。現在お持ちの受給者証の有効期間を1年間延長したものと読み替えてご使用いただけますようお願いいたします。有効期間の書き換えをご希望の方は、各区福祉課をお尋ねください。有効期間を修正いたします。なお、受給者証内の自己負担上限額管理表の欄が不足する場合は、当該管理表の写しを添付してご使用ください（自己負担上限額管理表は市ホームページへ掲載しています）。

Q4. 対象者で既に再認定に係る診断書や申請書類を提出している場合、支給認定をどのように行うか。

A4. 既にご提出いただいている場合は、延長後の有効期限を記載した受給者証を新たに発行します。

Q5. 延長になった期間の所得区分はどのように取り扱うか。

A5. 所得区分に関して変更の申請等があった場合は、通常通り変更の認定処理を行います。

なお、申請の際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、郵送申請をご活用いただけますようお願いいたします。